

道営電気事業のあり方に関する報告書【概要版】

平成28年2月

1 「道営電気事業のあり方検討委員会」の経緯

- 第一回委員会はH18年度に開催され、電力自由化の流れを背景に、非常に厳しい経営見通しや行財政改革の推進などの視点から、道が継続して電気事業を運営する根拠は弱く、「民間譲渡すべき」と提言
- 第二回委員会はH22年度に民間譲渡の協議結果や情勢変化を踏まえ開催され、「現行の卸供給契約期間(10年間)を目安に道による運営を継続し、譲渡に向けた協議は当面中断」とした上で、「再生可能エネルギー導入への取組」や「地域活性化への寄与」について提言
- 今回(第三回委員会)は、再生可能エネルギーへの期待の高まり、固定価格買取制度(FIT)の施行、電力システム改革の進展、老朽発電所の改修決定など、道営電気事業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、現行の卸供給期間が終了するH32年度以降の道営電気事業のあり方について、検討するために開催

2 道営電気事業を取り巻く情勢の変化

- (1) 電力システム改革の動向
第1段階は「電力広域的運営推進機関」設立(H27年4月)、第2段階は電力小売全面自由化が施行(H28年4月)、第3段階は送配電部門の法的分離が施行(H32年4月)
- (2) 固定価格買取制度(FIT)
H24年7月開始。道営電気事業ではH27年度からシューパロ発電所がFIT適用で増収が見込まれるほか、現在改修工事中の滝の上、清水沢発電所もFIT適用予定
- (3) 全国の公営電気事業者の動向
全国の公営電気事業は現在26事業者(1都1道1府22県1市)が発電事業を行っており、このうち北海道を除く25事業者は、公営として事業を継続していく方針
- (4) 道のエネルギー政策との関係
道がH26年3月に策定した「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」に沿って、道営電気事業は、既設発電所の設備更新や小水力発電の着実な拡大に向け積極的に取り組むなど、関係部局との連携を図りながら道のエネルギー政策に寄与

3 道営電気事業の経営見通し

- FITの適用期間となるH27年度から51年度までの期間で収支試算した結果、経営見通しはシューパロ発電所などでのFIT適用による増収により、安定的な事業運営となることが見込まれる

4 道営電気事業の必要性など、5 道営電気事業の果たすべき役割(委員からの主な意見)

- 東日本大震災を契機とした再生可能エネルギーの振興などの社会的要請も含めて考えると、過去二回の委員会の背景、論点と今回では大きく異なることを意識すべき
- 道営電気事業は道内における利水・治水、温暖化防止などの環境政策や地域振興策等に密接に関連しており、民間ではこうした公共的・公益的役割を継続しうるかどうか、必ずしも明確でない
- 道政におけるエネルギー政策や環境政策に一定の役割を果たしてきている
- 道営電気事業は、例え少量でもエネルギー制約が増す中で重要性を増している
- 地域貢献として、循環型の社会経済システムの構築に寄与することを期待する
- 再生可能エネルギーに興味を持つ市町村への技術指導など、さらなる支援が必要
- 道営電気事業の健全経営の維持・継続自体が道民の利益にかなう
- 利益を得た場合は、メンテナンスや将来の再投資を考えると内部留保すべきであるが、余剰分があれば、再生可能エネルギー導入への助成を行っていくべき

6 提言

(1) 道営電気事業の存続について

- 道営電気事業は、公共的・公益的な役割が高く、経営に関してはFITの適用により中長期的にも経営の安定化が見込まれることから、H32年度以降にあって、道営の電気事業として継続することが妥当
- 運営に当たっては、経営体質の強化に努め、社会経済情勢の変化に注視し、大きな影響を及ぼす可能性がある場合には、改めてあり方について検討が必要

(2) 今後の役割について

- 水力発電の持続的運営に必要な施設更新や組織体制の確立などに計画的に取り組むことが必要
- 本道の再生可能エネルギー振興の一翼を担い、企業局自体によるさらなる水力活用に向けた取組や、道のエネルギー担当部局等と連動した地域支援などに、なお一層努力すべき